

公益財団法人 全日本空手道連盟

役員等候補者選考委員会規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人 全日本空手道連盟（以下「本連盟」という。）の定款第11条、第22条及び評議員及び役員の選出基準に関する規程第4条、第6条、第7条に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 本連盟は、前条の目的を達成するため、役員等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2. 選考委員会は、評議員及び役員の選出基準に関する規程第4条、第6条、第7条に規定する本連盟の評議員並びに役員の候補者を選考し、理事会に提案することを任務とする。

(構 成)

第3条 選考委員会は、評議員1名、専務理事1名、業務執行理事1名、外部有識者2名の合計5名で構成し、うち1名を選考委員会委員の互選により議長とする。

2. 選考委員会委員は会長が委嘱する。

(招集及び開催)

第4条 選考委員会の招集は会長が行う。

(選考方法)

第5条 選考委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部有識者委員の1名以上が出席し、かつ、その1名以上が賛成することを要する。

2. 選考委員会は、評議員並びに役員候補者をそれぞれ審議し、選考する。

(情報提供)

第6条 会長は、選考委員会における前条の審議にあたり、下記各号の情報を提供しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由

(候補者名簿及び議事録)

第7条 選考委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、議長及び出席した選考委員会委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を理事会に提出し承認を得なければならない。

(任 期)

第8条 選考委員会の委員の任期は4年とし、再任を妨げない。

2. 選考委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第3条第1項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報 酬)

第9条 選考委員会の委員は、無報酬とする。

2. 選考委員会の委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、令和7年2月20日から施行する。